

ごみ焼却施設整備事業に係る環境影響評価方法書について

本事業は、伊達市北部及び伊達郡桑折町南部にまたがる対象事業実施区域において、ごみ焼却施設の整備を行うものである。

本事業では、老朽化した既存のごみ焼却施設を更新するため、処理能力が最大 150t/日 (6.25t/h) の直接熔融処理方式のごみ焼却施設を設置することを予定している。現在稼働している既存のごみ焼却施設は、本事業による施設の設置後に解体される予定である。

本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項等に対応すること。

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を実施するに当たっては、必要に応じて専門家の助言を得ながら、最新の知見及び評価手法を採用すること。また、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）への記載に当たっては、平易な表現や図を用いる等、住民等に分かり易い内容に工夫すること。併せて、環境影響評価図書を縦覧期間終了後もインターネットでの閲覧を可能にする等、利便性の向上及び情報公開に努めること。
- (2) 対象事業実施区域周辺では農業が盛んに営まれていることを踏まえ、事業実施による周辺環境への影響をできる限り回避、低減するような環境保全措置及び緊急時に係る措置等について具体的に検討し、その結果を準備書に記載すること。
- (3) 施設の検討及びその建設に当たっては、周辺環境に調和したものとするとともに、法令等の基準値等を十分満たすことができるよう、必要な対策を十分に講じ、その結果を準備書に記載すること。
- (4) 環境影響評価に用いる既存の各種資料及び法令等の基準値等については、十分に精査すること。環境影響の予測及び評価に当たっては、可能な限り定量的な手法を用い、定性的な評価を用いる場合は、その評価に至ったプロセスについても準備書に記載すること。また、既存の施設から変更が生じる事項や、設置する施設の供用において新たに生じる作業等があれば、それらを含めて環境影響評価を実施するとともに、予測や評価の根拠としたデータや実績等があれば併せて示すこと。
- (5) 環境影響評価の過程において、評価項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて評価項目及び手法の見直しを行うなど、適切に対応すること。
- (6) 環境影響評価の手續においては、広く住民から募った有用な意見を事業計画に反映させていくことが重要であることから、準備書説明会の開催等においても、住民参加が広く図られるよう努めること。また、対象事業実施区域周辺の住民に対しては、より丁寧な説明を行い、十分な理解が得られるよう努めること。
- (7) 環境影響の予測及び評価の結果について、影響予測の不確実性の程度が大きいこと等により事後調査が必要と判断される場合にあっては、事後調査の実施を検討し、その結果を準備書に記載すること。

2 個別的事項

(1) 大気環境について

ア 施設の稼働に伴う大気質の影響予測・評価に当たっては、設置する施設の諸元や、予測項目となる各規制物質の発生量及び保全対策による除去効率を具体的に示すことにより、予測の条件や考え方を準備書に具体的に記載すること。

イ 車両の運行を影響要因とした予測・評価に当たっては、施設の運用の変化により、想定事業実施区域内において増加する車両数等の影響について検討すること。

(2) 騒音、振動等について

ア 騒音の影響予測・評価に当たっては、騒音の発生源となる設備の配置や、建屋の構造等を具体的に示すことにより、予測の条件や考え方を準備書に具体的に記載すること。

イ 騒音の影響予測について、低い周波数帯を含めて予測することを検討するとともに、その予測に当たっては風況や立地を踏まえて調査地点を設定すること。

(3) 水環境について

ア 水質の影響予測・評価に当たっては、事業場内の水収支を示すとともに、設置する排水処理施設の構造・能力を具体的に示すことにより、予測の条件や考え方を準備書に具体的に記載すること。また、排水処理に伴い発生する廃棄物としての汚泥の収支及び処分方法を示すこと。

イ 単独処理浄化槽により処理した生活系排水を系外に排水する計画とする場合には、窒素・リンを除去することが可能な設備を検討すること。

(4) 動物及び植物について

ア 水生生物の影響予測・評価に当たっては、重要種を対象とするだけでなく、一般的な種についても存在の有無や、長期的な影響の有無について検討し、その結果を準備書に記載すること。

(5) 温室効果ガス等

ア 温室効果ガスの影響予測・評価に当たっては、設備の更新による排出量の削減効果や、排出量削減に寄与するために施設の建設から供与終了までに実施する対応等を具体的に検討し、その結果を準備書に記載すること。

3 その他

(1) 施設の設置場所が、自然堤防や旧河道等、異なる地盤に跨る場合が想定されることから、詳細設計におけるボーリング調査等の実施等について、準備書への記載を検討すること。

(2) 施設の稼働により生じる溶融スラグ、飛灰等について、放射性物質濃度の把握を適切に実施するとともに、維持管理体制についても検討すること。

(3) 事業に伴う土地の改変等により土砂災害が発生することがないよう、土砂の流出防止対策や斜面の安定対策等を検討すること。

(4) 対象事業の実施に当たって必要となる他の法令等の手続きについては、それらを所管する関係部局等に確認や協議を実施し、遺漏が無いよう対応すること。